



平成29年12月21日
第六管区海上保安本部

大規模地震・津波発生時の緊急物資輸送等に備え 航路啓開活動に関する申合せを7機関で締結

海上保安庁（第五・第六・第七管区海上保安本部）
国土交通省（近畿・中国・四国・九州地方整備局）

大規模地震・津波等の非常災害時に、速やかに船舶による緊急物資輸送等が行えるよう、「大規模地震・津波発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」を3つの管区海上保安本部と4つの地方整備局で締結しました。

1 航路啓開活動の概要と役割

東日本大震災では、津波によって瓦礫等が海上に流出し、船舶の入出港ができない状態となりました。南海トラフ巨大地震が発生すると、瀬戸内海等において同様の事態になることが懸念されます。

航路啓開活動とは、津波によって発生した海上漂流物や海中障害物を除去して船舶の通航を可能にする活動です。地方整備局は、港湾法に規定される瀬戸内海緊急確保航路等の航路啓開活動を所有船舶や、あらかじめ協定を結んだ民間作業船により実施します。管区海上保安本部は、付近航行船舶の船舶交通の安全を確保するとともに航路啓開活動に伴う作業に関して港則法及び海上交通安全法に基づく各許可手続き等を迅速に処理できる体制を整えます。

2 7機関による申し合わせの合意に至る経緯

(1) 申合せの経緯

平成28年7月1日に港湾法の一部が改正され、緊急確保航路の範囲が大阪湾から瀬戸内海に拡大されたことから、瀬戸内海での一体的な対応が可能となるように新たに7機関による申合せを締結することとしました。

7機関の申合せについては、管轄区域が直接重複する次の各機関

第五管区は、近畿・四国地方整備局

第六管区は、四国・中国・九州地方整備局

第七管区は、九州地方整備局

の連携が基本となっており、この基本連携を横に広げて、7機関による大きな枠組みにおける相互連携を実現するものです。

(2) 内容

申合せでは、必要な情報交換や相互連携など、基本的な枠組みを定めています。また、航路啓開活動を迅速かつ円滑に実行するため、港則法及び海上交通安全法に基づく各許可手続きの流れ等を具体的に確認し共有する航路啓開活動実施要領を別途作成することを定めています。

この申合せ締結によって、活動開始の迅速化、啓開活動終了後の岸壁等共用開始の速やかな判断・公表等が行え、緊急物資輸送の早期開始に寄与します。

【緊急確保航路等の啓開に関する管轄区域図】

